

令和5年度「歳末たすけあい運動」配分金助成事業実施要項

1. 趣旨

この助成は、援助や支援を必要とする人たちが年末年始を地域で安心して暮らすことができるよう、年末年始の時期にボランティア活動、市民活動を行う※団体や施設に対し、その事業を支援するため「歳末たすけあい運動」の配分をもって助成するものです。

(※ボランティア団体、区・町内会、民生委員児童委員協議会、福祉委員会、NPO法人、民間福祉施設、民間児童福祉施設 等)

2. 実施主体

社会福祉法人 新宮市社会福祉協議会

3. 助成内容

令和5年12月から令和6年2月末頃までに行う地域活動・在宅活動への助成とする。

4. 対象となる事業内容（地域に向けた事業であること）

- ・高齢者ふれあいきいきサロン、子育てサロン(乳幼児を含む)
- ・地域住民と高齢者・障がい者施設入所者との交流会(クリスマス会、新年会、餅つき大会他)
- ・地域住民が参加する講演会、研修会、イベントなどの開催
- ・見守り訪問活動(配食サービス等)
- ・生活困窮者への支援(社会的に孤立している、経済的に困窮している等) *1
- ・その他、配分委員会が必要と認める事業

5. 対象とならない事業内容

- ・年末年始の事業として相応しないもの
- ・事業の食材費ではなく、弁当代等の飲食費用
- ・年間を通した事業費や会員等の人件費や飲食費
- ・会員だけを対象とした事業
- ・既に開始・継続・終了している事業や、既に発注・購入している物品の費用
- ・備品、消耗品の購入費 ※インク・用紙・調理器具など事業開催で使い切らない物 *2
- ・その他、この助成事業にふさわしくない事業

6. 助成金額

1施設、1団体5万円を限度とする。(申請額は千円単位となります。)

7. 申請方法

別添申請書と、事業に係る見積書及び必要な書類を令和5年10月27日(金)までに新宮市社会福祉協議会へご提出ください。(期限厳守) *3

※初めての団体が申請の場合、下記書類が必要となる場合があります。

- ・活動履歴がわかる書類(写真、新聞記事など活動がわかるもの)
- ・規約
- ・会員名簿(氏名、住所、電話番号が記載されているもの)

8. 助成決定

申請に基づき審査を行い、11月下旬頃に審査結果をお知らせいたします。

過去に助成を受けた団体は、助成金の総額を超過する場合、事業内容に関わらず減額または助成できないこともあります。

9. 報告書の提出

助成を受けた団体は、令和6年3月15日(金)までに、報告書により事業結果を報告していただきます。報告のない場合は、配分金を返還していただきます。

要項別紙

※昨年度との変更点

*1 対象となる事業内容:

昨年度は「新型コロナウイルス感染症の影響等による生活困窮者支援事業」としていた所を「社会的・経済的に孤立や困窮している生活困窮者への支援」に変更しています。

*2 対象とならない事業内容:

「備品、消耗品の購入費」の項目を追加しています。

プリンタのインクやコピー用紙、フライパン他調理器具等消耗品や備品になるものは、申請事業開催で使い切らないため助成対象となりません。

*3 申請方法:

「申請書と、事業に係る見積書及び必要な書類をご提出ください。」の文言を追加しています。有効期限付きの見積書でない場合、購入時に見積額より購入額が高くなる可能性があります。差額は自己負担となります。